

平成20年4月から

後期高齢者医療制度がはじまります！



75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の人は、国保や、会社の健康保険などの医療保険に加入し、「老人保健」で医療を受けていますが、平成20年4月からは高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます。

●沖縄県内に住む、75歳（※一定の障害がある人は65歳）以上の人全員が新しい制度の対象です。

※現在、障害認定を受けている人は、引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。ただし、障害認定を受けている75歳未満の人は、認定を取り下げることができます。（認定を取り下げる申請は、各市町村窓口へ）

●新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。（平成20年3月に対象者へ交付します。）

●お医者さんにかかるときの窓口負担は、これまでの老人保健制度と変わりありません。

●沖縄県内の全ての市町村が加入する、「沖縄県後期高齢者医療広域連合」と「市町村」が協力して運営します。

●保険料について 原則として年金から天引きされます。（平成20年4月から）

【保険料】 保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。



（75歳以上単身世帯の場合）

年金収入額	均等割額	所得割額	合計 (年額)	年金収入額の説明
62万7,000円 *1	4万8,440円	8.80%		
	1万4,532円	0円	1万4,532円 *1	県国民年金平均額
153万円 *2	(7割軽減)	0円	1万4,532円 *2	所得割額のかからない上限
168万円 *3		1万3,200円	2万7,732円 *3	7割軽減の上限
176万3,000円 *4	3万8,752円	2万504円	5万9,256円 *4	県厚生年金平均額
203万円 *5	(2割軽減)	4万4,000円	8万2,752円 *5	2割軽減の上限
220万円	4万8,440円	5万8,960円	10万7,400円	

※単身世帯の場合は、5割軽減は適用されない。

◆保険料は、世帯構成等によって異なります。詳細は市町村窓口、または後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

【所得の低い人の軽減措置】

所得の低い人は、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割・5割・2割軽減されます。

【被扶養者の軽減措置】

これまで被用者保険(会社などの医療保険)の被扶養者であった人については、平成20年4月から9月までの半年間保険料が免除され、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割を軽減します。また、その後も被保険者となったときから2年間経過するまでは、保険料の均等割額が半額となります。



★後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して医療を受けられるよう運営される制度です。



沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番（うるま市役所石川庁舎3階） TEL：098-963-8012



町民憲章(案)に対する意見募集のお知らせ!

町章・町花等検討委員会においては、町民憲章の制定に係る諮問を八重瀬町長から受けて、その作業を進めており、様々な観点から協議を重ねてきた結果、下記のとおり町民憲章(案)が作成されています。つきましては、町民憲章(案)に対する町民の皆様のご意見をお伺いし、参考にしたいと思っておりますので、下記によりご意見を賜りますようお願いいたします。

八重瀬町町章・町花等検討委員会

町民憲章(案)

前文

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたちは、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

本文

- 1 わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくります。
- 2 わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、心かよいあうまちをつくります。
- 3 わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります。
- 4 わたしたちは 働くよろこびと若い力の育つ、活力のあるまちをつくります。
- 5 わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります。

1. 意見募集期間

平成20年1月25日(金)まで

2. 意見書の様式

様式は自由ですが、①氏名、②住所、③電話番号、④ご意見とその理由を項目別に記入してください。

3. 意見書の提出方法

ご持参いただくか、郵送(ハガキ、封書)、電子メール、ファックスのいずれかの方法で提出してください。

①持参、郵送の場合

〒901-0592 八重瀬町字具志頭6 5 9 八重瀬町役場企画財政課あて

②電子メールの場合

電子メールアドレス kikaku@town.yaese.lg.jp あて

③ファックスの場合

ファックス番号 098-998-4745 八重瀬町役場企画財政課あて

4. 注意事項

①意見書には、必ず氏名と住所をご記入ください。

②氏名・住所・電話番号の個人情報につきましては、ご意見についての確認等の必要がある場合のみに使用いたします。

③ご意見に対して、個別での回答は致しかねますので、ご了承ください。

④意見書の内容(④ご意見とその理由)については、八重瀬町役場ホームページ等で公開いたしますのであらかじめご了承ください。なお、その内容が公序良俗に反すると判断されるものは公開しません。

※お問い合わせは、八重瀬町役場 企画財政課 企画調整係(土地)まで TEL098-998-2668